

公共工事に係るグリーン購入法に関する取り組みについて

国土交通省大臣官房技術調査課技術管理係長

もりくぼ つかさ
森久保 司

1 はじめに

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達
の推進等に関する法律）は、平成13年4月に施行
され、公共工事においても環境負荷の低減に資す
る資材等の調達を積極的に推進することとしたと
ころです。本稿では、グリーン購入法の概要およ
び国土交通省の検討状況を紹介いたします。

2 グリーン購入法の概要

地球温暖化問題や廃棄物問題などの解決には、
経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持
続的発展が可能なものに変革していくことが不可
欠です。われわれの生活や経済活動を支える物品
等に伴う環境負荷についてもこれを低減していく
ことが急務となっており、環境物品等への需要の
転換を促進していかなければなりません。

本法は、国等による環境物品等の調達の推進、
情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を
促進するために必要な事項を定め、環境への負
荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る
ことを目的としています。

国は、国および独立行政法人等における環境物
品等の調達を推進するための基本方針（以下「基
本方針」という）を定めます。基本方針は、環境

大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、
閣議決定します。基本方針では、国等が重点的に
調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特
定調達品目」という）およびその判断の基準等を
定めます。

各省各庁の長および独立行政法人等の長は、毎
年度、基本方針に即して、当該年度の予算および
事務または事業の予定等を勘案して、環境物品等
の調達方針（以下「調達方針」という）を作成・
公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行います。
調達方針では、特定調達物品等の当該年度にお
ける調達の目標などを定めます。また、年度の
終了後、調達の実績概要をとりまとめ、公表する
とともに、環境大臣に報告します。

また、特殊法人については、「国等による環境
物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項
の法人を定める政令」に基づき、58法人が対象と
されました。都道府県および市町村については、
毎年度、予算および事務または事業の予定等を勘
案して、調達方針を作成するよう努めることとさ
れています。

3 基本方針

平成13年2月2日には、法施行後初めての基本
方針が閣議決定されました。基本方針では、以
下のような基本的考え方に則り、調達を行うととも

に、調達された物品等の使用を進めていくことと
しています。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点
が考慮事項となる必要がある。
- ② 多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的
にとらえ、かつ、物品等のライフサイクル全体
についての環境負荷の低減を考慮した物品等
を選択する必要がある。
- ③ 各機関は、調達総量をできるだけ抑制するよ
う、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、
長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、
期待される環境負荷の低減が着実に発揮される
よう努める。

基本方針においては、特定調達品目として、印刷紙、
冷蔵庫、低公害車等101品目を選定するとともに、
その判断基準を定めました。判断基準は、それぞ
れの物品について原則として明確な数値等で設定
されています。公共工事についても、一定の環境負
荷低減効果が認められる資材または建設機械を使
用した工事を、特定調達品目として位置付けると
ともに、各資材等について具体的な判断基準を定
めました。

【資材】

- ・再生木質ボード（パーティクルボード、繊維
板、木質系セメント板）
- ・タイル（陶磁器質タイル）
- ・混合セメント（高炉セメント、フライアッシュ
セメント）
- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート
塊リサイクル資材（再生加熱アスファルト混合
物、再生骨材等）
- ・小径丸太材（間伐材）

【建設機械】

- ・排出ガス対策型建設機械
- ・低騒音型建設機械

公共工事については、その目的となる工作物
（建築物を含む）は、国民の生命、生活に直接的
に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保され

ることが必要であるため、公共工事の構成要素で
ある資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性
を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備
えていることについて、特に留意する必要があります。
また、公共工事のコストについては、予算
の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組ん
できていることについても留意する必要があります。

4 調達方針

4月18日には、国土交通省としての調達方針を
策定しました。公共工事以外の物品については、
調達の目標を定量的に定めましたが、公共工事は
基本方針の中で、目標の立て方について「今後、
実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立
て方について検討するものとする。」とされてお
り、今年度は、各資材ごとに特に積極的に調達を
推進すべき分野、条件等を例示するといった定
性的な目標を設定しました。

今後は、事業の目的、工作物の用途、施工上の
難易により資材等の使用形態に差異があること、
調達可能な地域や数量が限られている資材等もあ
ることなどの事情があることにも留意し、各資材
等の実績を把握しながら、より適切な目標設定が
できるよう検討を進めて参ります。

5 今後の検討事項

国土交通省では、公共工事全体を視野に入れた
環境負荷低減方策等について積極的に検討を行う
とともに、グリーン購入法における公共工事に
関する事項について今後の方向性を検討するた
めに、学識経験者からなる「公共工事の環境負
荷低減施策推進委員会（委員長：花嶋正孝福岡
県リサイクル総合研究センター長、福岡大学
名誉教授）」を設置しました。委員会では、環
境負荷低減のために公共工事で実施すべき
施策および実施方針を検討するとともに、
グリーン購入法対象資材等の選定、年度ご
との調達方針に関する検討を

国土交通省の「環境物品等の調達を促すための方針」(一部抜粋)

公共工事

公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成13年度は、以下の資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進する。

- ・パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・木質系セメント板については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・高炉セメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・フライアッシュセメントについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・再生加熱アスファルト合材については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
- ・再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- ・間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事や港湾植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
- ・排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」(平成3年10月8日付建設省経機発第247号)に従い、バックホウ、トラクタショベルなどを使用する工事において、その使用を推進する。
- ・低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発54号)に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域で、掘削、積込み作業等を伴う工事において、その使用を推進する。

なお、調達目標の設定については、平成13年度に調達実績の把握に努め、その結果を踏まえて、次年度以降定量的な目標を設定していくこととする。

行っていく予定です。

また、対象資材等の選定に当たっては、現在の基本方針に位置付けられている9資材、2建設機械に、新たな資材等を加えるための検討作業を行っております。作業にあたっては、関係する業界団体に品目提案を募集し、その後ヒアリングを実施しながら、新たに位置付けるべき品目等を検討していきます。提案対象は、資材、建設機械のみ

ならず、工法や工事の目的物そのものも含めて広く募集しました。今後は、それぞれの提案に対して、環境負荷低減特性に関する評価、および品目の機能(強度や耐久性、使用性等)についての評価を行い、総合的に判断して参ります。これらの検討は、次回の基本方針改訂時に反映させていきたいと考えています。